

# 三原市観光プレミアム付商品券 (電子クーポン) が使えるお店を 募集します

登録料無料

新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ市内の観光需要を回復させるため、市内を訪れる観光客に対して観光プレミアム付商品券（電子クーポン）をオンラインで販売します。

三原市では、この商品券の販売に先駆け、商品券が使用できる店舗を募集します。

## 三原市観光プレミアム付商品券（電子クーポン）概要

1 セット額面 5,000 円（2,500 円で購入）の電子クーポンです。

【お一人様 最大 2 セットまで購入可能】 ※販売予定数 5,000 セット

- 発行者 三原市観光プレミアム付商品券発行事業事務局（仮称）※
- 購入方法 オンラインで販売予定（スマートフォン等で購入可能）
- 購入者 三原市外の中国・四国地方在住者
- 販売期間 令和 2 年 11 月下旬 ～ 令和 3 年 2 月上旬
- 利用期間 令和 2 年 11 月下旬 ～ 令和 3 年 2 月中旬
- 市担当課 三原市経済部観光課  
(お問い合わせ先) 電話 (0848) 67-6015 FAX (0848) 64-4103  
E-mail:kanko@city.mihara.hiroshima.jp

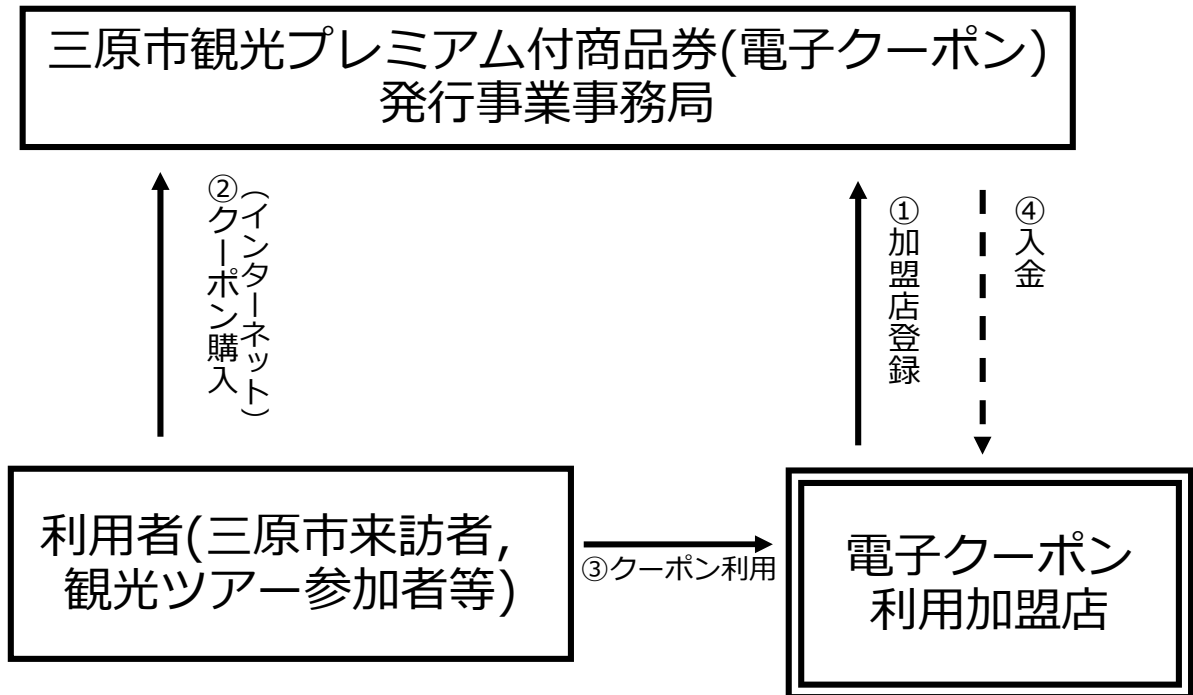
## 加盟店 募集概要

- 申込期間 令和 2 年 10 月下旬 ～ 令和 2 年 11 月中旬
- 募集対象 三原市内に事業所又は店舗のある事業者で主に観光関連産業に関わる次の業種の方  
①宿泊施設②飲食店③特産品・土産物の販売店④体験商品の取扱店  
⑤二次交通事業者（タクシー、船舶、レンタカー）⑥ゴルフ場  
※チェーン展開するコンビニエンスストア、大規模小売店舗立地法の対象となる大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）は除く。ただし大型小売店舗内の②飲食店、③特産品・土産物を取り扱うテナント店舗、サービスカウンターは対象とする。
- 申込方法 参加希望及び検討されている方は、添付書類の参加希望欄にチェックのうえ、ご返送ください。後日、事務局から登録書類等をお送りさせていただきます。
- 説明会 登録を検討されている方に説明会を行います。  
日程、場所等については、参加希望者に案内文を送付します。

※この事業の受託者（事務局）は 10 月中旬に決定します。電子クーポンの販売開始日や加盟店の申込開始日等の詳細については参加希望者に追ってお知らせします。

裏面に続きます

## 電子クーポン 利用イメージ



①電子クーポンの取扱いを希望する店舗は事務局に登録申請を行います。

②利用者はスマートフォン等オンライン（インターネット）で電子クーポンを購入します。

③利用者は加盟店でクーポンを利用します。なお加盟店には、

特殊な機器は不要で、事務局から送付されるQRコード等の設置のみを予定しています。

④使用実績の確認後、事務局から入金が行われます（月1回程度）